諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成29年7月25日(平成29年(行情)諮問第316号)

答申日:平成29年12月18日(平成29年度(行情)答申第393号)

事件名:「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」に関する文書

の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別表に掲げる80文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定は,妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月27日付け防官文第6 907号により、防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が 行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを 求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである(意見書1及び2の記載は省略)。

- (1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2)本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ,改めてその特定を 求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4)本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成2 4年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が 存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容 を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」がその業務のために行政文書ファイル等に綴った文書の全て。\*電磁

的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用して平成29年4月28日まで開示決定等の期限を延長し、まず、「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第1回) 平成25年3月28日(木) 1330~1410 佐藤政務官室」外13文書(付紙第1(本答申では省略))を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年12月26日付け防官文第21483号により開示決定を行い、次に別表(付紙第2)に掲げる80文書(本件対象文書)を特定し、同項の規定に基づき、平成29年4月27日付け防官文第6907号により、法5条1号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分においては、本件対象文書の一部について、「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから法 5 条 1 号に該当する」又は「審議・検討に関する内容が記載されており、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、同条 5 号に該当する」ことを理由に不開示とした(不開示とした具体的な部分については、本答申では省略する。)。

# 3 審査請求人の主張について

(1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

(2)審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパ

ティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3)審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4)審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を 維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月25日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月22日 審査請求人から意見書1及び2を収受

④ 同月31日 審議

⑤ 同年12月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月14日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省・自衛隊に優秀な人材を確保するための必要な施策について防衛省内で検討を行った「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」(以下「検討委員会」という。)に関する文書であり、処分庁は、その一部を法5条1号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は 原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の 見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)法5条1号該当性について

不開示部分のうち、自衛隊員の写真の顔部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、当該部分の法 5 条 1 号ただし書該当性を検討するに当たり、自衛隊員の写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)等の顔写真については公にする慣行があるとの説明であった。そして、当該部分における自衛隊員は、かかる慣行のない将官等以外の自衛隊員であるとのことであり、当該部分の記載内容からしてその説明は首肯できるので、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、 法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示 とすることが妥当である。

#### (2) 法 5 条 5 号該 当性について

不開示部分のうち、上記(1)以外の部分には、防衛省・自衛隊における優秀な人材確保のための施策に関し、原処分の時点で検討中の内容に係る情報が記載されており、これを公にすることにより、当該検討中の内容について外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどして、今後の検討委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

# 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも理由がなく、原処分の妥当性に 係る当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 5 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 5 号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 山名 学,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

# 別表 (本件対象文書)

文書 1	配席図 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第 1回)
文書 2	国防を担う優秀な人材を確保するための検討体制【資料1】
文書 3	優秀な人材を自衛隊に確保するための検討事項【資料2】
文書 4	検討委員会のスケジュール(案)【資料3】
文書 5	政務官の部隊視察で挙がった要望等【参考】
文書 6	第1回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
	第2回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配
文書 7	席図 平成25年6月19日(水) 16:00~16:40
	第1省議室
文書 8	検討項目(案)総括表 25.6.19 募集WG,再就職支援
<b>7</b> 60	WG及び予備自WG
文書 9	第2回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議
	事概要
	第3回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配
文書10	席図 平成25年8月7日(水) 17:20~18:00 第
	1 省議室
文書 1 1	第3回   国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会資料   : _ :
	平成25年8月7日
文書 1 2	第3回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議
	事概要
	第4回   国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配   · : · ·
文書 1 3	
	第1省議室
文書14	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第4回)平 
<u> </u>	成25年9月30日
文書 1 5	第4回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議
76.	事概要
	第5回   国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会   配
文書 1 6	席図 平成25年11月21日(木) 16:20~17:00   ***********************************
	第1省議室
文書17	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第5回)平
	成25年11月21日
文書 1 8	参考資料

文書 1 9	人事制度改革の検討の方向性 平成25年11月21日
文書 2 0	第5回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
文書 2 1	第6回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配 席図 平成26年4月15日(火) 11:00~14:00 第1省議室
文書 2 2	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第6回)平成26年4月15日
文書 2 3	第6回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
文書 2 4	第7回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配 席図(案)平成26年7月22日(火) 16:00~16:4 0 第1省議室
文書 2 5	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第7回)平成26年7月22日
文書 2 6	参考資料(各検討項目の施策の概要等)
文書 2 7	第7回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
文書 2 8	第8回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配 席図 平成26年9月2日(火) 16:00~16:40 第 1省議室
文書 2 9	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第8回)平成26年9月2日
文書 3 0	参考資料(各検討項目の施策の概要等)
文書 3 1	第8回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
文書 3 2	第9回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配 席図 平成27年4月17日(金) 16:30~17:00 第1省議室
文書 3 3	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第9回)平成27年4月17日
文書 3 4	参考資料(各検討項目の施策の概要等)
文書 3 5	第9回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議 事概要
文書 3 6	第10回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 配席図 平成27年7月15日(水) 14:40~15:20 第1省議室

文書 3 7	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第10回)   平成27年7月15日
文書 3 8	第10回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
	議事概要
	配席図 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第
文書 3 9	11回)平成28年2月8日(月) 15:00~16:00
	(熊田政務官室)
	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第11回)
文書 4 0	
	平成28年2月8日
文書 4 1	第11回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
	議事概要
	第12回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
文書 4 2	配席図 平成28年5月27日(金) 16:00~17:00
<b>X</b> L -	第1省議室
文書 4 3	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第12回)
	平成28年5月27日
文書 4 4	参考資料
<b>☆</b> ∌ ₄ ⋷	第12回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
文書 4 5	議事概要
	第13回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
文書 4 6	配席図 平成28年8月1日(月) 15:45~16:30
A B T U	
	第1省議室
文書 4 7	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会(第13回) 
	平成28年8月1日
│   ☆妻 4 0	第13回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
文書 4 8	議事概要
	起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会に
文書 4 9	ついて
文書 5 0	(案)国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要 
	綱について(通達)
文書 5 1	防衛大臣の決裁,防衛副大臣の代決,防衛事務次官の専決及び代
	決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭
	和 3 5 年防衛庁訓令第 5 号)(抄)
文書 5 2	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
	いて(通達)
文書 5 3	起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委
	員長の指名について

文書 5 4	(案)国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長
	の指名について(通知)
文書 5 5	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
	いて(通達)
文書 5 6	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の指名
	について(通知)
文書 5 7	起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委
	員長の指名について
文書 5 8	(案)国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長
	の指名について(通知)
文書 5 9	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ   /スは、
	いて(通達)
文書 6 0	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の指名
	について(通知)
文書 6 1	起案用紙 第8回国防を担う優秀な人材を確保するための検討委   員会の委員の指名について
	(案)第8回国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会
文書 6 2	の委員の指名について(通知)
	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
文書 6 3	いて(通達)
	第8回国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会の委員
文書 6 4	の指名について(通知)
<b>本書 0. F</b>	起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設
文書 6 5	置要綱についての一部改正について
文書 6 6	(案)国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要
人音 0 0	綱についての一部改正について(通達)
文書 6 7	概要 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要
<b>7</b>   <b>7</b>	綱についての一部改正について
文書 6 8	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
	いて(通達)新旧対照表
	防衛大臣の決裁,防衛副大臣の代決,防衛事務次官の専決及び代
文書 6 9	決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭
	和35年防衛庁訓令第5号)
文書 7 0	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ     いての一部改正について(通達)
文書 7 1	いての一部改正について(通達)
	│起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委 │員長の指名について
	貝皮の旧句について

文書 7 2	(案) 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の比タについて(深知)
	の指名について(通知)
文書 7 3	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
	いて(通達)
文書 7 4	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の指名
	について(通知)
文書 7 5	起案用紙 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委
	員長の指名について
<del>+=</del> -0	(案)国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長
文書 7 6	の指名について(通知)
文書 7 7	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の指名
	について(通知)
文書 7 8	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会設置要綱につ
	いて(通達)
文書 7 9	防衛大臣の決裁,防衛副大臣の代決,防衛事務次官の専決及び代
	決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛
	装備庁長官の専決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)
	(抄)
文書 8 0	国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会委員長の指名
	について (通知)
-	